

# 宮崎市介護給付費等支給決定基準 新旧対照表

宮崎市介護給付費等支給決定基準の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は罫線の表示部分（以下、現行の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	現 行
<p>I. 基本的な取扱い (省略)</p> <p>II. 用語の定義</p> <p>1. 障がい者 (省略)</p> <p>2. 障がい児 (省略)</p> <p>3. 基準最大支給量 (省略)</p> <p>4. 加算後最大支給量 (省略)</p> <p>5. 日中活動系サービス 生活介護、就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、地域活動支援センターⅡ型、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び放課後等デイサービスをいう。</p>	<p>I. 基本的な取扱い (省略)</p> <p>II. 用語の定義</p> <p>1. 障がい者 (省略)</p> <p>2. 障がい児 (省略)</p> <p>3. 基準最大支給量 (省略)</p> <p>4. 加算後最大支給量 (省略)</p> <p>5. 日中活動系サービス 生活介護、就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、地域活動支援センターⅡ型、児童発達支援、<u>医療型児童発達支援</u>、居宅訪問型児童発達支援、<u>放課後等デイサービス</u>をいう。</p>

Ⅲ. サービスの内容及び対象者		Ⅲ. サービスの内容及び対象者	
サービス名	内容及び対象者	サービス名	内容及び対象者
介護給付 居宅介護 【法第5条第2項】	<p><b>【内容】</b> 障がい者に、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。</p> <p>(1) 身体介護 居宅における身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護）を中心としたサービス。</p> <p>(2) 家事援助 単身の世帯に属する利用者又は家族もしくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障がい、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であり、家事援助（調理、洗濯、掃除等）を受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるサービス。</p> <p>(3) 通院等介助（身体介護を伴う・伴わない） 通院等（この場合の「通院等」には入院と退院を含む。）又は官公署並びに相談支援事業所等への移動（公的手続又は障がい福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る。）のための屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続、移動等の介助を中心としたサービス。</p> <p>(4) 通院等乗降介助 通院等（この場合の「通院等」には入院と退</p>	介護給付 居宅介護 【法第5条第2項】	<p><b>【内容】</b> 障がい者に、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。</p> <p>(1) 身体介護 居宅における身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護）を中心としたサービス。</p> <p>(2) 家事援助 単身の世帯に属する利用者又は家族もしくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障がい、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であり、家事援助（調理、洗濯、掃除等）を受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるサービス。</p> <p>(3) 通院等介助（身体介護を伴う・伴わない） 通院等又は官公署並びに相談支援事業所等への移動（公的手続又は障がい福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る。）のための屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続、移動等の介助を中心としたサービス。</p> <p>(4) 通院等乗降介助 通院等のため、自らの運転する車両への乗車</p>

	<p>院を含む。)のため、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前もしくは降車後の屋内外における移動等の介助、通院先での受診等の手続、移動等の介助を行うサービス。</p> <p><b>【対象者】</b> 障がい支援区分が1以上（障がい児にあってはこれに相当する支援の度合。）である者。 ただし、通院等介助（身体介護を伴う）を算定する場合にあっては、下記のいずれにも該当する者。 （ア）障がい支援区分2以上の者。 （イ）障がい支援区分の認定調査項目のうち、①から⑤までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。 ①「歩行」：「全面的な支援が必要」 ②「移乗」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 ③「移動」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 ④「排尿」：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 ⑤「排便」：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p>		<p>又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前もしくは降車後の屋内外における移動等の介助、通院先での受診等の手続、移動等の介助を行うサービス。</p> <p><b>【対象者】</b> 障がい支援区分が1以上（障がい児にあってはこれに相当する支援の度合。）である者。 ただし、通院等介助（身体介護を伴う）を算定する場合にあっては、下記のいずれにも該当する者。 （ア）障がい支援区分2以上の者。 （イ）障がい支援区分の認定調査項目のうち、①から⑤までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。 ①「歩行」：「全面的な支援が必要」 ②「移乗」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 ③「移動」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 ④「排尿」：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 ⑤「排便」：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p>
<p>重度訪問介護 【法第5条第3項】</p>	<p><b>【内容】</b> 重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者もしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を有するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院、診</p>	<p>重度訪問介護 【法第5条第3項】</p>	<p><b>【内容】</b> 重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者もしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を有するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院、診</p>

	<p>療所、助産所、介護老人保健施設又は介護医療病院に入院又は入所している障がい者に対して、意思疎通の支援その他の必要な支援を行う。</p> <p><b>【対象者】</b></p> <p>障がい支援区分が4以上（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療病院又は助産所に入院又は入所中の障がい者がコミュニケーション支援等のために利用する場合を含む。）であって、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する者。</p> <p>（1）次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当していること。</p> <p>（ア）二肢以上に麻痺等があること。</p> <p>（イ）障がい支援区分の調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。</p> <p>（2）障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者。</p>			<p>療所、助産所、介護老人保健施設又は介護医療病院に入院又は入所している障がい者に対して、意思疎通の支援その他の必要な支援を行う。</p> <p><b>【対象者】</b></p> <p>障がい支援区分が4以上（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療病院又は助産所に入院又は入所中の障がい者がコミュニケーション支援等のために利用する場合は<u>区分6以上</u>）であって、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する者。</p> <p>（1）次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当していること。</p> <p>（ア）二肢以上に麻痺等があること。</p> <p>（イ）障がい支援区分の調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。</p> <p>（2）障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者。</p> <p><u>ただし、現行の日常生活支援の利用者のサービス水準の激変緩和を図る観点から、以下の経過措置を設ける。</u></p> <p><u>平成18年9月末日現在において日常生活支援の支給決定を受けている者であって、上記の対象者要件に該当しない者のうち、</u></p> <p><u>（ア）障がい支援区分が3以上で、</u></p> <p><u>（イ）日常生活支援及び外出介護の月の支給決定時間の合計が125時間を越える者については、当該者の障がい支援区分の有効期間に限り、重度訪問介護の対象とする。</u></p>
	(省略)			(省略)

<p>生活介護 【法第5条第7項】</p>	<p><b>【内容】</b> 障がい者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等の援助を要する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言等の日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体的機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。</p> <p><b>【対象者】</b> 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者。</p> <p>(1) 障がい支援区分3（障がい者支援施設に入所する者は区分4）以上である者。</p> <p>(2) 年齢が50歳以上の場合は障がい支援区分が2（障がい者支援施設に入所する者は区分3）以上である者。</p> <p>(3) 障がい者支援施設に入所する者であって障がい支援区分4（50歳以上の場合は障がい支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市が必要と認めた者。</p>	<p>生活介護 【法第5条第7項】</p>	<p><b>【内容】</b> 障がい者施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等の援助を要する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言等の日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体的機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。</p> <p><b>【対象者】</b> 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者。</p> <p>(1) 障がい支援区分3（障がい者支援施設に入所する者は区分4）以上である者。</p> <p>(2) 年齢が50歳以上の場合は障がい支援区分が2（障がい者支援施設に入所する者は区分3）以上である者。</p> <p>(3) 障がい者支援施設に入所する者であって障がい支援区分4（50歳以上の場合は障がい支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市が必要と認めた者。</p> <p>※ <u>新規入所希望者以外の者については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画案の作成を求めた上で、引き続き、生活介護の利用を認めることができる。</u></p>
---------------------------	--	---------------------------	---

<p>短期入所 【法第 5 条第 8 項】</p>	<p>【内容】 居宅において介護を行う者の疾病その他の理由等により、障がい者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護等の必要な支援を行う。</p> <p>【対象者】 障がい支援区分 1 以上の者（障がい児支援区分 1 以上の障がい児）</p>	<p>短期入所 【法第 5 条第 8 項】</p>	<p>【内容】 居宅において介護を行う者の疾病その他の理由等により、障がい者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護等の必要な支援を行う。</p> <p>【対象者】 障がい支援区分 1 以上の者（児童区分 1 以上の障がい児）</p>
<p>重度障害者等包括支援 【法第 5 条第 9 項】</p>	<p>【内容】 常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供する。</p> <p>【対象者】 障がい支援区分 6（障がい児にあつては区分 6 に相当する支援の割合）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であつて、（1）（2）のいずれかに該当する者。</p> <p>（1）重度訪問介護の対象者であつて、四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態にある障がい者のうち、（ア）（イ）のいずれかに該当する者。 （ア）人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者（Ⅰ類型） （イ）最重度知的障がい者（Ⅱ類型）</p> <p>（2）障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12 項目）の合計点数が 10 点以上である者（Ⅲ類型）</p>	<p>重度障害者等包括支援 【法第 5 条第 9 項】</p>	<p>【内容】 常時介護を要する障がい者等であつて、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供する。</p> <p>【対象者】 障がい支援区分 6（障がい児にあつては区分 6 に相当する支援の割合）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であつて、（1）（2）のいずれかに該当する者。</p> <p>（1）重度訪問介護の対象者であつて、四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態にある障がい者のうち、（ア）（イ）のいずれかに該当する者。 （ア）人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者（Ⅰ類型） （イ）最重度知的障がい者（Ⅱ類型）</p> <p>（2）障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12 項目）の合計点数が 10 点以上である者（Ⅲ類型）</p>

(省略)		(省略)			
訓練等給付	就労移行支援 【法第5条第13項】	<p><b>【内容】</b></p> <p>就労を希望する <u>65歳未満の障がい者若しくは65歳以上の障がい者</u>（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた者に限る。）であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるもの又は<u>通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者</u>であって、<u>通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要なものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。</u></p> <p><b>【対象者】</b></p> <p>(1) 就労を希望する者で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得もしくは就労先の紹介その他の支援が必要な <u>65歳未満の者又は65歳以上の者</u>。</p> <p>(2) あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、65歳以上の者を含む就労を希望する者。</p> <p>(3) <u>通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者</u>であって、<u>通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しく</u></p>	訓練等給付	就労移行支援 【法第5条第13項】	<p><b>【内容】</b></p> <p>就労を希望する <u>65歳未満の障がい者、又は65歳以上の障がい者</u>（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていなかった者に限る。）であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。</p> <p><b>【対象者】</b></p> <p>(1) 就労を希望する者で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得もしくは就労先の紹介その他の支援が必要な <u>65歳未満の者又は65歳以上の者</u>。</p> <p>(2) あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、65歳以上の者を含む就労を希望する者。</p>

	<p><u>は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの</u></p> <p>※ ただし、65歳以上の者は、65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた者に限る。</p>		<p>※ ただし、65歳以上の者は、65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていなかった者に限る。</p>
<p>就労継続支援A型 【法第5条第14項】</p>	<p><b>【内容】</b> 通常の実業所に雇用されることが困難な障がい者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者又は通常の実業所に雇用されている者であって、<u>通常の実業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの</u>につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。</p> <p><b>【対象者】</b> 企業等に就労することが困難な者で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者若しくは65歳以上の者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた者に限る。）又は通常の実業所に雇用されている65歳未満の</p>	<p>就労継続支援A型 【法第5条第14項】</p>	<p><b>【内容】</b> 通常の実業所に雇用されることが困難な障がい者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。</p> <p><b>【対象者】</b> 企業等に就労することが困難な者で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者又は65歳以上の者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた者に限る。）</p>



	<p><u>者若しくは 65 歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの。</u></p> <p>(1) 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者。</p> <p>(2) 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者。</p> <p>(3) 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者。</p> <p><u>(4) 通常の事業所に雇用された後に、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者。</u></p>		<p>(1) 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者。</p> <p>(2) 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者。</p> <p>(3) 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者。</p>
--	--	--	--

<p>就労継続支援B型 【法第5条第14項】</p>	<p><b>【内容】</b> 通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち通常の仕事所に雇用されていた障がい者で、その年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によって通常の仕事所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の仕事所に雇用されることが困難な者又は通常の仕事所に雇用されている者であって、<u>通常の仕事所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの</u>につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。</p> <p><b>【対象者】</b> 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者<u>又は通常の仕事所に雇用されている者であって、通常の仕事所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの。</u></p> <p>(1) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者。 (2) 50歳に達している者又は障がい基礎年金1級受給者。 (3) (1)及び(2)のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われて</p>	<p>就労継続支援B型 【法第5条第14項】</p>	<p><b>【内容】</b> 通常の仕事所に雇用されることが困難な障がい者のうち通常の仕事所に雇用されていた障がい者で、その年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によって通常の仕事所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の仕事所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。</p> <p><b>【対象者】</b> 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。</p> <p>(1) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者。 (2) 50歳に達している者又は障がい基礎年金1級受給者。 (3) (1)及び(2)のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われて</p>
--------------------------------	---	--------------------------------	---

	<p>いる本事業の利用希望者。</p> <p>(4) 障がい者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画案の作成の経路を経て、市が利用の組合せの必要性を認めた者。</p> <p>(5) <u>通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの。</u></p>		<p>いる本事業の利用希望者。</p> <p>(4) 障がい者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画案の作成の経路を経て、市が利用の組合せの必要性を認めた者。</p> <p><u>※(4)の者のうち「新規の入所希望者以外の者」については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画案の作成を求めた上で、引き続き、就労継続支援B型の利用を認めて差し支えない。</u></p> <p><u>① 法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者）。</u></p> <p><u>② 法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者。</u></p>
--	--	--	--

<p>就労定着支援 【法第5条第15項】</p>	<p><b>【内容】</b> 就労移行支援等を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる諸問題に関する相談、指導及び助言等の支援を行う。</p> <p><b>【対象者】</b> 就労移行支援等を利用した後、一般就労へ移行した障がい者であって、就労を継続している期間が<u>6月(通常の事業所に雇用された後に労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合は、当該就労移行支援等の終了日の翌日から起算して6月、休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合は、復職した日から起算して6月)</u>を経過した障がい者。</p>	<p>就労定着支援 【法第5条第15項】</p>	<p><b>【内容】</b> 就労移行支援等を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる諸問題に関する相談、指導及び助言等の支援を行う。</p> <p><b>【対象者】</b> 就労移行支援等を利用した後、一般就労へ移行した障がい者であって、就労を継続している期間が<u>6月を経過した障がい者(病気や障がいにより通常の事業所を休職し、就労移行支援等を利用した後、復職した障がい者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障がい者も含む。)</u></p>
------------------------------	--	------------------------------	---

<p>自立生活援助 【法第5条第16項】</p>	<p><b>【内容】</b> 居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障がい者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。</p> <p><b>【対象者】</b> 居宅において単身であるため、又はその家族と同居している場合であっても家族等の障がい・疾病等、当該障がい者の生活環境の大きな変化その他の事情により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障がい者であって、上記の支援を要する者。</p> <p>(1) 障がい者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障がい者。 ※ 児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障がい者支援施設等に入所していた15歳以上の障がい者みなしの者も対象。</p> <p>(2) 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障がい者。</p> <p>(3) 精神科病院に入院していた精神障がい者。</p> <p>(4) 救護施設又は更生施設に入所していた障がい者。</p> <p>(5) 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されていた障がい者。</p> <p>(6) 更生保護施設に入所している障がい者又は自立更生促進センター、就業支援センターもしくは自立準備ホームに宿泊していた障がい者。</p>	<p>自立生活援助 【法第5条第16項】</p>	<p><b>【内容】</b> 居宅における自立した日常生活を営むために、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障がい者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等を行う。</p> <p><b>【対象者】</b></p> <p>(1) 障がい者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障がい者。 ※ 児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障がい者支援施設等に入所していた15歳以上の障がい者みなしの者も対象。</p> <p>(2) 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障がい者。</p> <p>(3) 精神科病院に入院していた精神障がい者。</p> <p>(4) 救護施設又は更生施設に入所していた障がい者。</p> <p>(5) 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されていた障がい者。</p> <p>(6) 更生保護施設に入所している障がい者又は自立更生促進センター、就業支援センターもしくは自立準備ホームに宿泊していた障がい者。</p>
------------------------------	---	------------------------------	--

	<p>(7) 地域において一人暮らしをしている障がい者又は同居する家族が障がい、疾病等により当該家族による支援が見込めないため実質的に一人暮らしと同等の状況にある障がい者であって、当該障がい者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者。</p> <p>(8) <u>同居する家族に障がい、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障がいや高次脳機能障がい等の状態にある者等、地域生活を営むための支援を必要としている者。</u></p>		<p>(7) 地域において一人暮らしをしている障がい者又は同居する家族が障がい、疾病等により当該家族による支援が見込めないため実質的に一人暮らしと同等の状況にある障がい者であって、当該障がい者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者。</p>
<p>共同生活援助 【法第5条第17項】</p>	<p><b>【内容】</b> 主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を行い、又はこれに併せて、<u>居室における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき、当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談その他の主務省令で定める援助を行う。</u></p> <p><b>【対象者】</b> 障がい者（身体障がい者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。） <u>なお、身体障がい者が共同生活援助を利用するに当たっては、</u> <u>(1) 在宅の障がい者が、本人の意に反して共同生活援助の利用を勧められることのないよう、徹底を図ること。</u> <u>(2) 共同生活援助の利用対象者とする身体障がい者</u></p>	<p>共同生活援助 【法第5条第17項】</p>	<p><b>【内容】</b> 主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護等の援助を行う。</p> <p><b>【対象者】</b> 障がい者（身体障がい者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）</p>

		<p><u>の範囲については、施設からの地域移行の推進などの趣旨を踏まえ、65歳に達した以降に身体障がい者となった者については新規利用の対象としないこと。</u></p>			
	(省略)			(省略)	
	日中一時支援	<p><b>【内容】</b> 日中における障がい者（児）の一時的な見守り及び活動の場の確保並びに家族の就労支援、日常的な介護者の一時的な休息の確保等の支援を行う。</p> <p><b>【対象者】</b> 以下のいずれにも該当する者。 (1) 障がい支援区分1以上の者又は障がい児支援区分1以上の障がい児。 (2) 原則として、単身世帯でない者。</p>		日中一時支援	<p><b>【内容】</b> 日中における障がい者（児）の一時的な見守り及び活動の場の確保並びに家族の就労支援、日常的な介護者の一時的な休息の確保等の支援を行う。</p> <p><b>【対象者】</b> 以下のいずれにも該当する者。 (1) 障がい支援区分1以上の者又は<u>児童区分1</u>以上の障がい児。 (2) 原則として、単身世帯でない者。</p>
	(省略)			(省略)	
地域相談支援給付	<p>地域移行支援 【法第5条第20項】</p>	<p><b>【内容】</b> 障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための支援を行う。</p> <p><b>【対象者】</b> 市が障がい支援区分認定調査項目を活用しつつ本人や家族、相談支援専門員等からの聞き取りを行うなど、障がいの程度を含めた心身の状況等を把握した上で、以下のいずれかに該当すると認められる者。 (1) 障がい者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障がい</p>	地域相談支援給付	<p>地域移行支援 【法第5条第20項】</p>	<p><b>【内容】</b> 障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための支援を行う。</p> <p><b>【対象者】</b> 市が障がい支援区分認定調査を行い心身の状況等を把握した上で、以下のいずれかに該当すると認められる者。 (1) 障がい者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障がい</p>

	<p>者。</p> <p>※ 児童福祉施設に入所する 18 歳以上の者、障がい者支援施設等に入所する 15 歳以上の障がい者みなしの者も対象。</p> <p>(2) 精神科病院に入院している精神障がい者。</p> <p>(3) 救護施設又は更生施設に入所している障がい者。</p> <p>(4) 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障がい者（特別調整対象者のうち、指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障がい者。）</p> <p>(5) 更生保護施設に入所している障がい者又は自立更生促進センター、就業支援センターもしくは自立準備ホームに宿泊している障がい者。</p>		<p>者。</p> <p>※ 児童福祉施設に入所する 18 歳以上の者、障がい者支援施設等に入所する 15 歳以上の障がい者みなしの者も対象。</p> <p>(2) 精神科病院に入院している精神障がい者。</p> <p>(3) 救護施設又は更生施設に入所している障がい者。</p> <p>(4) 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障がい者（特別調整対象者のうち、指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障がい者。）</p> <p>(5) 更生保護施設に入所している障がい者又は自立更生促進センター、就業支援センターもしくは自立準備ホームに宿泊している障がい者。</p>
<p>地域定着支援 【法第 5 条第 21 項】</p>	<p>【内容】 <u>居宅において単身であるため、又はその家族と同居している場合であっても家族等の障がい・疾病等や当該障がい者の生活環境の大きな変化その他の事情により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。</u></p> <p>【対象者】 市が障がい支援区分認定調査項目を活用しつつ本人や家族、相談支援専門員等からの聞き取りを行うなど、障がいの程度を含めた心身の状況等を把握した上で、以下のいずれかに該当すると認められる者。</p> <p>(1) 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者。</p> <p>(2) 居宅において家族と同居している障がい者であ</p>	<p>地域定着支援 【法第 5 条第 21 項】</p>	<p>【内容】 <u>居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等の必要な支援を行う。</u></p> <p>【対象者】 市が障がい支援区分認定調査を行い心身の状況等を把握した上で、以下のいずれかに該当すると認められる者。</p> <p>(1) 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者。</p> <p>(2) 居宅において家族と同居している障がい者であ</p>



		<p>っても、当該家族等が障がい、疾病等のため、障がい者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者</p> <p>(3) 居宅において家族と同居している障がい者で、同居する家族に障がい、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障がいや高次脳機能障がい等の状態にある者等、地域生活を営むため緊急時に手厚い支援を必要としている者。</p> <p>※ 共同生活援助（退居後（外部サービス利用型）共同生活援助サービス費の支給決定を受けている者を除く。）、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため対象外。</p> <p>※上記（1）又は（2）の者のうち医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。</p>			<p>っても、当該家族等が障がいや疾病等のため、障がい者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者</p> <p>なお、障がい者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む。</p> <p>※ 共同生活援助、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため対象外。</p>
障がい児通所給付	<p>児童発達支援 【児法第6条の2の2第2項】</p>	<p>【内容】 日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援その他必要な支援又はこれに併せて治療を行う。</p> <p>【対象者】 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障がい児で、具体的には次のような例が考えられる。</p>	障がい児通所給付	<p>児童発達支援 【児法第6条の2の2第2項】</p>	<p>【内容】 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。</p> <p>【対象者】 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障がい児で、具体的には次のような例が考えられる。</p>

	<p>(1) 市町村が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた<u>児童</u>。</p> <p>(2) 保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、<u>専門的な支援</u>を受ける必要があると認められた<u>児童</u>。</p> <p><u>治療については、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児。</u></p>		<p>(1) 市町村が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた<u>場合</u>。</p> <p>(2) 保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、<u>専門的な療育・訓練</u>を受ける必要があると認められた<u>場合</u>。</p>
		<p><u>医療型児童発達支援</u></p> <p><u>【児法第6条の2の2第3項】</u></p>	<p><u>【内容】</u> 児童発達支援及び治療を行う。</p> <p><u>【対象者】</u> 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児。</p>
<p>放課後等デイサービス</p> <p><u>【児法第6条の2の2第3項】</u></p>	<p><u>【内容】</u> 生活能力向上のために必要な<u>支援</u>、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。</p> <p><u>【対象者】</u> 学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）又は専修学校等（<u>専修学校及び各種学校をいう。</u>）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児。</p>	<p>放課後等デイサービス</p> <p><u>【児法第6条の2の2第4項】</u></p>	<p><u>【内容】</u> 生活能力向上のために必要な<u>訓練</u>、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。</p> <p><u>【対象者】</u> 学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児。</p>
<p>居宅訪問型児童発達支援</p> <p><u>【児法第6条の2の2第4項】</u></p>	<p><u>【内容】</u> 居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導及び知識技能の<u>習得</u>、<u>生活能力の向上のために必要な支援</u>その他必要な支援を行う。</p> <p><u>【対象者】</u> 重度の障がいの状態その他これに準ずるものとして次に掲げる状態にあり、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障がい児。</p>	<p>居宅訪問型児童発達支援</p> <p><u>【児法第6条の2の2第5項】</u></p>	<p><u>【内容】</u> 居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、<u>集団生活への適応訓練</u>その他必要な支援を行う。</p> <p><u>【対象者】</u> 重度の障がいの状態その他これに準ずるものとして次に掲げる状態にあり、児童発達支援、<u>医療型児童発達支援</u>又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障がい児。</p>

	(1) 人工呼吸器を装着している状態、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合 (2) 重い疾病のため、感染症にかかる恐れがある状態にある場合
保育所等訪問支援 【児法第6条の2の2第5項】	<p><b>【内容】</b> 障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。</p> <p><b>【対象者】</b> 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園、乳児院、児童養護施設その他児童が集団生活を営む施設として、市町村が認めた施設に通う又は入所する障がい児であって、当該施設において、専門的な支援が必要と認められた障がい児。</p>

	(1) 人工呼吸器を装着している状態、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合。 <u>。</u> (2) 重い疾病のため、感染症にかかる恐れがある状態にある場合。 <u>。</u>
保育所等訪問支援 【児法第6条の2の2第6項】	<p><b>【内容】</b> 障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。</p> <p><b>【対象者】</b> 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園、乳児院、児童養護施設その他児童が集団生活を営む施設として、市町村が認めた施設に通う又は入所する障がい児であって、当該施設において、専門的な支援が必要と認められた障がい児。</p>

**IV. 支給量**

1. 介護給付費

(1) 居宅介護

(省略)

(ウ) 通院等介助 (身体介護を伴う・伴わない)

- 基準最大支給量：10 時間／月
- 加算後最大支給量：通院に必要な時間数／月
- ◆ 加算要件：医師の指示により 10 時間／月以上の通院が必要な者
- ※ 共同生活援助と併給する場合の利用回数は、2 回／月を限度とする。(慢性の疾患等を有する障がい者であって、医師の指示により、定期的に通院を必要とする者。)

(エ) 通院等乗降介助

- 基準最大支給量：10 回／月
- 加算後最大支給量：通院に必要な回数／月
- ◆ 加算要件：医師の指示により 10 回／月以上の通院が必要な者

**IV. 支給量**

1. 介護給付費

(1) 居宅介護

(省略)

(ウ) 通院等介助 (身体介護を伴う・伴わない)

- 基準最大支給量：10 時間／月
- 加算後最大支給量：通院に必要な時間数／月
- ◆ 加算要件：医師の指示により 10 時間／月以上の通院が必要な者

(エ) 通院等乗降介助

- 基準最大支給量：10 回／月
- 加算後最大支給量：通院に必要な回数／月
- ◆ 加算要件：医師の指示により 10 回／月以上の通院が必要な者

※ 共同生活援助と併給する場合の利用回数は、2回／月を限度とする。(慢性の疾患等を有する障がい者であって、医師の指示により、定期的に通院を必要とする者。)

(2)～(6) (省略)

(7) 短期入所

○ 基準最大支給量：8日

● 加算後最大支給量：31日

◆ 加算要件：以下のいずれかに該当する場合

① 主介護者が入院又は自宅安静、長期療養する場合。(医師の診断書等が必要。)

② 家族に急病等が発生し、介護を行う介護者がいない場合。(医師の診断書等が必要な場合あり。)

③ 主介護者の心身状況等を勘案した際に、8日以上のお支給量が必要と認められる場合。(医師の診断書等が必要な場合あり。)

④ 本人の心身状況等に異常が発生し、かつ在宅では生活が困難な場合。(医師の診断書等が必要な場合あり。)

2. 訓練等給付

(省略)

3. 地域生活支援事業

(1) 外出介護(伴う・伴わない)

(省略)

(2) 日中一時支援

○ 基準最大支給量：20単位／月

日中活動系サービス(児童発達支援を除く。)を支給決定されている場合は、下表のとおり支給量調整あり。

● 加算後最大支給量：28単位／月

(2)～(6) (省略)

(7) 短期入所

○ 基準最大支給量：8日

● 加算後最大支給量：31日

◆ 加算要件：以下のいずれかに該当する場合

① 主介護者が入院又は自宅安静、長期療養する場合。(医師の診断書等が必要。)

② 家族に急病等が発生し、介護を行う介護者がいない場合。(医師の診断書等が必要な場合あり。)

③ 主介護者の心身状況等を勘案した際に、8日以上のお支給量が必要と認められる場合。(医師の診断書等が必要な場合あり。)

2. 訓練等給付

(省略)

3. 地域生活支援事業

(1) 外出介護(伴う・伴わない)

(省略)

(2) 日中一時支援

○ 基準最大支給量：20単位／月

日中活動系サービス(児童発達支援及び医療型児童発達支援を除く。)を支給決定されている場合は、下表のとおり支給量調整あり。

● 加算後最大支給量：28単位／月

① 日中活動系サービス（児童発達支援を除く。）を支給決定されている場合は、下表のとおり支給量調整あり。

② ひとり親世帯で就労や病気等のため介護が困難な場合（主介護者の心身状況等を勘案した際に、ひとり親世帯と同等の状況である場合を含む。）は、下表のとおり支給量の上乗せを可能とする。

③ 就学児の長期休暇時については、その年の長期休暇の期間等に応じて別途定める。

◆ 加算要件：以下のいずれかに該当する場合

① 両親の就労等の理由で介護が困難な場合。

② 主介護者の心身状況等を勘案した際に、基準最大支給量以上の日中一時支援の利用が必要と認められる場合（主介護者の産前産後2ヶ月間を含む。）。

■ 日中活動系サービスの支給決定日数による支給量調整表  
（児童発達支援を除く。）

（省略）

（3）～（4）

（省略）

4. 地域相談支援事業

（省略）

5. 障がい児通所支援給付

（1）児童発達支援

（省略）

① 日中活動系サービス（児童発達支援及び医療型児童発達支援を除く。）を支給決定されている場合は、下表のとおり支給量調整あり。

② ひとり親世帯で就労や病気等のため介護が困難な場合（主介護者の心身状況等を勘案した際に、ひとり親世帯と同等の状況である場合を含む。）は、下表のとおり支給量の上乗せを可能とする。

③ 就学児の長期休暇時については、その年の長期休暇の期間等に応じて別途定める。

◆ 加算要件：以下のいずれかに該当する場合

① 両親の就労等の理由で介護が困難な場合。

② 主介護者の心身状況等を勘案した際に、基準最大支給量以上の日中一時支援の利用が必要と認められる場合（主介護者の産前産後2ヶ月間を含む。）。

■ 日中活動系サービスの支給決定日数による支給量調整表  
（児童発達支援及び医療型児童発達支援を除く。）

（省略）

（3）～（4）

（省略）

4. 地域相談支援事業

（省略）

5. 障がい児通所支援給付

（1）児童発達支援

（省略）

（2）医療型児童発達支援

○ 基準最大支給量：23日（週5日までとする）

● 加算後最大支給量：31日

◆ 加算要件

申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、

市が必要と認めた場合。

(2) 放課後等デイサービス  
(省略)

(3) 居宅訪問型児童発達支援  
(省略)

(4) 保育所等訪問支援

- 基準最大支給量：児童発達支援及び放課後等デイサービスとあわせて週 5 日の利用まで。
- 加算後最大支給量：31 日
- ◆ 加算要件  
申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市が必要と認めた場合。

## V. 留意事項

### 1. 有効期間について

#### (1) 基本的な考え方

- (ア) 複数のサービスを併給する場合の支給決定の有効期間は、短い方の有効期間と同一期間とする。
- (イ) 地域生活支援事業のサービスを併給する場合の支給決定の有効期間は、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援の有効期間と同一期間とする。ただし、地域生活支援事業のサービスのみの場合は最長 1 年間とする。
- (ウ) 計画相談支援給付費の支給期間についても、サービスの支給決定の有効期間と同一期間とする。
- (エ) 支給決定の有効期間が最長 3 年間の場合であっても、当該期間内に障がい支援区分の有効期間や標準利用期間の終期が到来する場合は、その終期に支給決定の有効期間の終期を合わせる。
- (オ) 利用者負担に関する事項については、前年の収入を基礎として 1 年に 1 回の見直しが必要であることから、従来どおり 1 年に 1 回

(3) 放課後等デイサービス  
(省略)

(4) 居宅訪問型児童発達支援  
(省略)

(5) 保育所等訪問支援

- 基準最大支給量：児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスとあわせて週 5 日の利用まで。
- 加算後最大支給量：31 日
- ◆ 加算要件  
申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市が必要と認めた場合。

## V. 留意事項

### 1. 有効期間について

#### (1) 基本的な考え方

- (ア) 複数のサービスを併給する場合の支給決定の有効期間は、短い方の有効期間と同一期間とする。
- (イ) 地域生活支援事業のサービスを併給する場合の支給決定の有効期間は、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援の有効期間と同一期間とする。ただし、地域生活支援事業のサービスのみの場合は最長 1 年間とする。
- (ウ) 計画相談支援給付費の支給期間についても、サービスの支給決定の有効期間と同一期間とする。
- (エ) 支給決定の有効期間が最長 3 年間の場合であっても、当該期間内に障がい支援区分の有効期間や標準利用期間の終期が到来する場合は、その終期に支給決定の有効期間の終期を合わせる。
- (オ) 利用者負担に関する事項については、前年の収入を基礎として 1 年に 1 回の見直しが必要であることから、従来どおり 1 年に 1 回

の受給者証の更新手続きが必要である（利用者負担上限月額の利用期間は、従来どおり最長1年間とする。）。

(2) 有効期間の設定

(ア)

(省略)

(イ) 訓練等給付

最長3ヶ月：共同生活援助（退居後（外部サービス利用型）共同生活援助に限る。）

最長1年：自立訓練、就労移行支援（養成施設を除く）、就労定着支援、自立生活援助、就労継続支援A型（支給決定時に65歳以上の者）、共同生活援助（体験利用）、就労継続支援B型（支給決定時に50歳未満の者）、

最長2年：共同生活援助（地域移行支援型ホーム）

最長3年：共同生活援助（共同生活型）、就労継続支援A型（支給決定時に65歳未満の者）、就労継続支援B型（支給決定時に50歳以上の者）

最長5年：就労移行支援（養成施設）

(ウ)

(省略)

(エ) 障がい児通所支援給付

最長1年：児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

2. 標準利用期間を超える更新決定等の取扱について

(1) 標準利用期間について

障がい福祉サービスのうち、自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿

の受給者証の更新手続きが必要である（利用者負担上限月額の利用期間は、従来どおり最長1年間とする。）。

(カ) 65歳以上の就労継続支援A型の利用者については、支給決定の有効期間を最長1年間とする。

(2) 有効期間の設定

(ア)

(省略)

(イ) 訓練等給付

最長1年：自立訓練、就労移行支援（養成施設を除く）、就労定着支援、自立生活援助、就労継続支援A型（支給決定時に65歳以上の者）、共同生活援助（体験利用）、就労継続支援B型（支給決定時に50歳未満の者）、

最長2年：共同生活援助（地域移行支援型ホーム）

最長3年：共同生活援助（共同生活型）、就労継続支援A型（支給決定時に65歳未満の者）、就労継続支援B型（支給決定時に50歳以上の者）

最長5年：就労移行支援（養成施設）

(ウ)

(省略)

(エ) 障がい児通所支援給付

最長1年：児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

2. 標準利用期間を超える更新決定の取扱について

(1) 標準利用期間について

障がい福祉サービスのうち、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就

泊型自立訓練)、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助については、サービスの長期化を回避するため、標準利用期間を設定するとともに、当初支給決定期間は1年間までとしている。この1年間の利用期間では十分な成果が得られず、かつ、引き続きサービスを提供することによる改善効果が具体的に見込まれる場合には、標準利用期間の範囲内で、1年ごとに支給決定期間を更新することができる。

労移行支援、就労定着支援、自立生活援助については、サービスの長期化を回避するため、標準利用期間を設定するとともに、当初支給決定期間は1年間までとしている。この1年間の利用期間では十分な成果が得られず、かつ、引き続きサービスを提供することによる改善効果が具体的に見込まれる場合には、標準利用期間の範囲内で、1年ごとに支給決定期間を更新することができる。

サービス名	標準利用期間
自立訓練 (機能訓練)	1年6ヶ月間(頸椎損傷による四肢の麻痺、その他これに類する状態にある場合は、3年間。)
自立訓練 (生活訓練・ <u>宿泊型自立訓練</u> )	2年間(長期入院(概ね1年)していた、又はこれに類する事由のある障がい者にあつては、3年間。)
就労移行支援	2年間(あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は、3年間又は5年間。)
就労定着支援	3年間(就労継続期間が6月以上3年6月未満の障がい者が利用対象になるが、その場合の利用期間は3年6月から就労継続期間を除いた期間。)
自立生活援助	1年間

サービス名	標準利用期間
自立訓練 (機能訓練)	1年6ヶ月間(頸椎損傷による四肢の麻痺、その他これに類する状態にある場合は、3年間。)
自立訓練 (生活訓練)	2年間(長期入院(概ね1年)していた、又はこれに類する事由のある障がい者にあつては、3年間。)
就労移行支援	2年間(あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は、3年間又は5年間。)
就労定着支援	3年間(就労継続期間が6月以上3年6月未満の障がい者が利用対象になるが、その場合の利用期間は3年6月から就労継続期間を除いた期間。)
自立生活援助	1年間

※ 自立訓練(機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練)及び就労移行支援については、標準利用期間中に何らかの理由で支給決定を取消した場合であつて、その後、改めて同一サービスの利用希望があり支給決定を行う場合は未利用期間の範囲内で標準利用期間を設定する。

※ 自立訓練(機能訓練、生活訓練)及び就労移行支援については、標準利用期間中に何らかの理由で支給決定を取消した場合であつて、その後、改めて同一サービスの利用希望があり支給決定を行う場合は未利用期間の範囲内で標準利用期間を設定する。

(2) 標準利用期間の更新(延長)について

① 標準利用期間の更新の取扱い

標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合につ

(2) 標準利用期間の更新(延長)について

① 標準利用期間の更新の取扱い

標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合につ



いては、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能である（原則1回。ただし、自立生活援助については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合は回数の制限なく更新が可能。）が、就労定着支援については3年間の標準利用期間を超えて更新することはできない。

さらに、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）において、複数の障がい者を有する障がい者が、それぞれの障がい特性に応じた異なるプログラムによる支援を受けることによる効果改善が具体的に見込まれる場合であって、かつ、市町村審査会の個別審査を経て必要性が認められた場合には、当該最大1年間の更新に加え、さらに最大1年間（1回）の更新を可能とする。

② 提出書類（自立生活援助は（ア）のみ。）  
（省略）

③ 更新可否の判断内容（②提出書類で判断）

サービス名	判断内容
自立訓練 （機能訓練）	リハビリや各種療法を実施しており、さらに継続する必要があること。地域・在宅生活に向けて、具体的な調整や支援が必要であること。
自立訓練 （生活訓練）	地域・在宅生活に向けて、具体的な社会生活上のスキルを学ぶ必要があること。加えて、具体的な生活能力の維持・向上のための訓練その他の支援が必要であること、もしくは現在訓練中でさらに継続が認められること。
<u>自立訓練 （宿泊型自立訓練）</u>	<u>地域・在宅生活に向けて、具体的な社会生活上のスキルを学ぶ必要があること。加えて、帰宅後における具体的な生活能力の維持・向上のための訓練その他の支援が必要であること、もしくは現在訓練中でさらに継続が認められること。</u>
就労移行支援	更新時点で、一般就労への具体的な見通しがあること。（採用が内定している、現在、職場実習中である、今後具体的な職

いては、障がい支援区分認定審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新をすることができる（原則1回。ただし、自立生活援助については、障がい支援区分認定審査会の個別審査等を経て、必要性が認められた場合は回数の制限なく更新をすることができる。）が、就労定着支援については3年間の標準利用期間を超えて更新することはできない。

② 提出書類（自立生活援助は（ア）のみ。）  
（省略）

③ 更新可否の判断内容（②提出書類で判断）

サービス名	判断内容
自立訓練 （機能訓練）	リハビリや各種療法を実施しており、さらに継続する必要があること。地域・在宅生活に向けて、具体的な調整や支援が必要であること。
自立訓練 （生活訓練）	地域・在宅生活に向けて、具体的な社会生活上のスキルを学ぶ必要があること。加えて、具体的な生活能力の維持・向上のための訓練その他の支援が必要であること、もしくは現在訓練中でさらに継続が認められること。
就労移行支援	更新時点で、一般就労への具体的な見通しがあること。（採用が内定している、現在、職場実習中である、今後具体的な職

	場実習の予定があるなど)		場実習の予定があるなど)
自立生活援助	単身等での生活を維持するため、さらに継続して具体的な調整や支援が必要であること。	自立生活援助	単身等での生活を維持するため、さらに継続して具体的な調整や支援が必要であること。
<p>④ 理由書の記載にあたっての留意事項 (省略)</p> <p>3. 自立訓練（機能訓練、生活訓練、<u>宿泊型自立訓練</u>）及び就労移行支援の標準利用期間の再設定について</p> <p>(1) 標準利用期間の再設定の対象</p> <p>自立訓練（機能訓練、生活訓練、<u>宿泊型自立訓練</u>）及び就労移行支援については、生涯一度だけの利用を原則とするものではなく、過去にサービスを利用した者であっても、以下のいずれかに該当する場合は標準利用期間の再設定を行うことができるものとする。</p> <p>① 前回の支給決定の有効期間終了月から1年以上経過している場合。</p> <p>② 前回の支給決定の有効期間終了以降、対象者の生活環境や障がい状況の変化等があり、再度の支給決定によってサービスの目的とする成果が十分に見込まれる場合。</p> <p>(2) ～ (3) (省略)</p> <p>4. 暫定支給決定について (省略)</p> <p>5. 自立支援給付と介護保険給付との適用関係について</p> <p><u>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」(平成19年3月28日障企発第0328002号、障障発第0328002号)に</u></p>		<p>④ 理由書の記載にあたっての留意事項 (省略)</p> <p>3. 自立訓練（機能訓練、生活訓練）及び就労移行支援の標準利用期間の再設定について</p> <p>(1) 標準利用期間の再設定の対象</p> <p>自立訓練（機能訓練、生活訓練）及び就労移行支援については、生涯一度だけの利用を原則とするものではなく、過去にサービスを利用した者であっても、以下のいずれかに該当する場合は標準利用期間の再設定を行うことができるものとする。</p> <p>① 前回の支給決定の有効期間終了月から1年以上経過している場合。</p> <p>② 前回の支給決定の有効期間終了以降、対象者の生活環境や障がい状況の変化等があり、再度の支給決定によってサービスの目的とする成果が十分に見込まれる場合。</p> <p>(2) ～ (3) (省略)</p> <p>4. 暫定支給決定について (省略)</p> <p>5. 自立支援給付と介護保険給付との適用関係について</p> <p><u>(1) 介護保険優先の原則</u></p>	

基づいて判断する。

介護保険の被保険者である65歳以上の障がい者が要介護状態又は要支援状態となった場合（40歳以上65歳未満の者の場合は、その要介護状態又は要支援状態の原因である身体上又は精神上的の障がい加齢に伴って生ずる心身上の変化に起因する特定疾病によって生じた場合）には、要介護認定等を受け、介護保険法の規定による保険給付を受けることができる。また、一定の条件を満たした場合には、地域支援事業を利用することができる。

その際、自立支援給付については、法第7条の他の法令による給付又は事業との調整規定に基づき、介護保険法の規定による保険給付又は地域支援事業が優先されることとなる。

#### (1) 基本的な考え方

介護保険の被保険者である65歳以上の障がい者が要介護状態又は要支援状態となった場合（40歳以上65歳未満の者の場合は、その要介護状態又は要支援状態の原因である身体上又は精神上的の障がい加齢に伴って生ずる心身上の変化に起因する特定疾病によって生じた場合）には、要介護認定等を受け、介護保険法の規定による保険給付を受けることができる。

その際、自立支援給付については、法第7条の他の法令による給付との調整規定に基づき、障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には介護保険法の規定による保険給付が優先されることとなる。

しかしながら、障がい者が同様のサービスを希望する場合でも、必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。

また、介護保険の支給限度基準の制約から、介護保険のサービスのみによって必要と認められる支援が受けられない場合、若しくは介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合など、当該介護保険サービスを利用できない場合であって、申請に係る障がい福祉サービスにおける支援が必要と市が認める場合においても、障がい福祉サービスを支給することができるものとする。

#### (2) 基本的な考え方

★ 併給する場合は、以下のいずれにも該当すること。なお、支給量については、従前の支給量を基本とし、ケアプラン及びサービス等利用計画案の内容を踏まえて決定する。

- ① 要介護3以上であること。
- ② 単身世帯又は同居家族が介護できない状況にあること。
- ③ 介護保険サービスを利用しても、なお生活に必要な不可欠なサービスが不足していること。

① 優先される介護保険サービス

自立支援給付に優先する介護保険法の規定による保険給付又は地域支援事業は、介護給付、予防給付及び市町村特別給付並びに第一号事業とされている（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第2条）。したがって、これらの給付対象となる介護保険サービスが利用できる場合は、当該介護保険サービスの利用が優先される。

② 介護保険サービス優先の捉え方

ア サービスの内容や機能から、障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事業を優先して受け、又は利用することとなる。しかしながら、障がい者が同様のサービスを希望する場合でも、必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障がい福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。

イ サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障がい福祉サービス固有のものと認められるもの（同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援、外出介護の余暇支援等）については、当該障がい福祉サービス等の利用を認める。

③ 具体的な運用

申請に係る障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的には介護給付費等を支給することはできないが、以下のとおり、当該サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない又は地域支援事業が利用するこ

とができない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することを可能とする。

ア 介護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事業の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合。

イ 利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど、当該障がい者が実際に申請に係る障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難と市が認める場合（当該事情が解消するまでの間に限る。）。

ウ 介護保険サービスによる支援が可能な障がい者が、介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合など、当該介護保険サービスを利用できない場合であって、なお申請に係る障がい福祉サービスによる支援が必要と市が認める場合。

## (2) 介護保険サービス利用者の支給量について

a 重度訪問介護  
(省略)

b 居宅介護（身体介護）  
(省略)

c 同行援護

○ 基準最大支給量：10時間／月

● 加算後最大支給量：生活に必要な外出＋余暇 50時間  
／月

① 「生活に必要な外出」とは、通院、官公庁や金融機関への外出、生活必需品の買い物、冠婚葬祭等での外出とし、これらの外出以外は「余暇」として支

(ア) 重度訪問介護  
(省略)

(イ) 居宅介護（身体介護）  
(省略)

給量を計算する。

② 介護保険施設や養護老人ホームなど、施設において看護・介護職員等により、適時、適切に介護サービスが包括的に提供されるべきとされている施設の入所者については、原則、基準最大支給量までとする。

◆ 加算要件

申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市が必要と認めた場合。

d 外出介護  
(省略)

(3) 障がい福祉サービス等から介護保険への移行について  
(省略)

(4) 障がい福祉サービス等と介護保険との適用関係一覧

障がい福祉サービス等	適用関係
障がい者支援施設 (生活介護+施設入所支援)	介護保険適用除外
療養介護	介護保険適用除外
共同生活援助	介護保険優先 ※ ただし、居宅の変更は利用者本人の負担も大きいことから、最大限考慮する。
居宅介護、重度訪問介護、短期入所	介護保険優先
同行援護、行動援護	障がい福祉サービス優先
就労移行支援、就労継続支援 (A型・B型)、 就労定着支援、自立生活援助	障がい福祉サービス優先
自立訓練 (生活訓練)	障がい福祉サービス優先

(ウ) 外出介護  
(省略)

(3) 障がい福祉サービス等から介護保険への移行について  
(省略)

(4) 障がい福祉サービス等と介護保険との適用関係一覧

障がい福祉サービス等	適用関係
障がい者支援施設 (生活介護+施設入所支援)	介護保険適用除外
療養介護	介護保険適用除外
共同生活援助	介護保険優先 ※ ただし、居宅の変更は利用者本人の負担も大きいことから、最大限考慮する。
居宅介護、重度訪問介護、短期入所	介護保険優先
同行援護、行動援護	障がい福祉サービス優先
就労移行支援、就労継続支援 (A型・B型)、 就労定着支援、自立生活援助	障がい福祉サービス優先
自立訓練 (生活訓練)	障がい福祉サービス優先

自立訓練（機能訓練）	介護保険優先
生活介護、地域活動支援センターⅡ型、日中一時支援	介護保険優先
外出介護	<u>障がい福祉サービス（地域生活支援事業）優先</u> ※ ただし、余暇目的での外出に限る。
訪問入浴サービス	介護保険優先

（５）介護保険対象者の生活介護利用についての考え方  
（ア）支給量及び継続利用について  
（省略）

（イ）継続して利用する場合の聴き取り内容について

- ・ 概況（受傷、発症の経緯等）

- ・ 生活介護におけるサービスの提供内容（創作・生産活動の有無）及び支援経過
- ・ 要介護認定の有無
- ・ 介護保険サービスの検討状況

（ウ）継続して利用する場合の可否の判断基準

- ① 可：生活介護事業所において創作的活動及び生産活動を行っており、通所介護及び通所リハビリテーションでは同様の活動がなく、かつ生活介護事業所における創作的活動及び生産活動から得られる支援の具体的な効果

自立訓練（機能訓練）	介護保険優先
生活介護、地域活動支援センターⅡ型、日中一時支援	介護保険優先
外出介護	<u>地域生活支援事業優先</u> ※ ただし、余暇目的での外出に限る。
訪問入浴サービス	介護保険優先

（５）介護保険対象者の生活介護利用についての考え方  
（ア）支給量及び継続利用について  
（省略）

（イ）聴き取り内容について

- ① 概況（受傷、発症の経緯等）、日頃の活動内容（生活介護利用継続中に65歳到達した者など）及び支援経過を聞き取る。
- ② サービス利用に関する具体的内容（利用意向）が、本人にとって必要な「支援内容」であり、最も重要となる。
- ③ 利用意向とは、サービスの申請（継続）にあたって「何故そのサービスを受けたいのか（続けたいのか）」ということである。

（ウ）可否の判断基準

- ① 可：現事業所において創作的活動及び生産活動に従事しており、通所介護及び通所リハビリテーションでは同様の活動がなく、かつ当該事業所における創作的活動及び生産活動から得られる支援の具体的な効果（例：

(例：社会参加への意欲向上、規律ある生活、身体能力の向上及び維持、精神的安定)が期待されると判断できる場合。

② 否：支援内容とは直接かかわりが無い部分であり、必要と判断できない場合。

＜例＞

- ・(単に)介護保険を利用したくないため。
- ・自分はまだ若いので、高齢者ばかりのところに行きたくないため。
- ・慣れ親しんだ支援員、利用者がいるところがいいため。
- ・自宅から近く通いやすいため。
- ・自己負担が高いので、介護保険を利用したくないため。

(6) 40歳から65歳未満の医療保険未加入者のうち介護保険の特定疾病に該当する方の取り扱い  
(省略)

6～10 (省略)

附 則  
この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則  
この基準は、平成23年10月1日から施行する。

附 則  
この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則  
この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則  
この基準は、平成26年4月1日から施行する。

社会参加への意欲向上、規律ある生活、身体能力の向上及び維持、精神的安定)が期待できないと判断される場合。

② 否：支援内容とは直接かかわりが無い部分であり、必要と判断できない場合。

- ・(単に)介護保険を利用したくない。
- ・自分はまだ若いので、高齢者ばかりのところに行きたくない。
- ・慣れ親しんだ支援員、利用者がいるところがいい。
- ・自宅から近く通いやすい。
- ・自己負担が高いので、介護保険を利用したくない。

(6) 40歳から65歳未満の医療保険未加入者のうち介護保険の特定疾病に該当する方の取り扱い  
(省略)

6～10 (省略)

附 則  
この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則  
この基準は、平成23年10月1日から施行する。

附 則  
この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則  
この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則  
この基準は、平成26年4月1日から施行する。



<p>附 則 この基準は、平成26年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、平成27年5月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、平成28年1月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、令和4年4月14日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、令和6年5月1日から施行する。</p>	<p>附 則 この基準は、平成26年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、平成27年5月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、平成28年1月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、令和4年4月14日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、令和5年4月1日から施行する。</p>
--	---